富山市公設地方卸売市場条例の一部改正新旧対照表

現行	改正案
目次　（略）	目次　（略）
第１条～第４３条　（略）	第１条～第４３条　（略）
	（指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表）
	第４３条の２　市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
	(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等
	(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標
	(3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容
第４４条～第７３条　（略）	第４４条～第７３条　（略）
別表第１～別表第３　（略）	別表第１～別表第３　（略）